

# 栃木市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、市民の快適な生活環境を保全するとともに、ごみ収集作業の安全性及び効率性を確保するため、栃木市をきれいに住みよいまちにする条例（平成25年栃木市条例第9号。以下「条例」という。）第4条に規定するごみ集積所（以下「ごみステーション」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (ごみステーションの設置)

第2条 ごみステーションを設置することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自治会又はごみステーションを利用する地域住民の代表者
- (2) 宅地開発等を行う者で、自己の開発区域内にごみステーションを設けようとするもの
- (3) 集合住宅の所有者又は管理者で、当該集合住宅の敷地内にごみステーションを設けようとするもの

## (設置基準)

第3条 1箇所当たりのごみステーションの利用世帯数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般住宅のごみステーション 20世帯以上
- (2) 集合住宅のごみステーション 10世帯以上

2 ごみステーションの設置場所は、収集作業を安全かつ効率的に行うことができる場所であって、次に掲げる要件を満たす場所とする。

- (1) 交差点から5メートル以上離れていること。

- (2) 消火栓から 5 メートル以上離れていること。
- (3) 収集車が通り抜けることができる坂道でない公道に面していること。  
ただし、集合住宅の敷地内であって、収集車が容易に転回でき、収集作業に支障を及ぼす車両等が放置されない措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (4) 隣接する土地及び家屋の所有者その他関係者と事前に協議し、これらの者の承諾を得ていること。
- (5) 金網等の工作物を設置するごみステーションにあっては、公道に面した側に開き戸式の扉を設置すること。ただし、やむを得ず扉を上開き式とする場合は、当該工作物の前面の高さが 50 センチメートルを超えないこと。

(事前協議)

第4条 ごみステーションを設置し、移設し、又は廃止しようとする者（以下「設置者」という。）は、次条に掲げる届出を行う前に、市長と協議するものとする。

- 2 市長は、前項の事前協議があったときは、速やかに現地調査を行い、ごみステーションの設置、移設又は廃止の適否を確認するものとする。
- 3 市長は、必要に応じて設置者に現地調査の立会いを求めることができる。

(届出)

第5条 設置者は、ごみの排出を開始しようとする日又はごみの排出を廃止しようとする日の 3 週間前までにごみステーション（設置・移設・廃止）届出書（別記様式第 1 号）にごみステーションの位置図を添えて、条例第 12 条に規定する地域クリーン推進員を経由して市長に届け出るものとする。

(ごみ収集の開始等)

第6条 市長は、前条の届出があったときは、ごみ収集（開始・廃止）通知書（別記様式第2号）を設置者に送付するものとする。

2 市長は、ごみ収集に当たり必要があるときは、条件を付すことができる。

(管理)

第7条 ごみステーションは、設置者及び利用する者が管理するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 市で定めるごみの分け方及び出し方のルールを守ること。
- (2) ごみの飛散防止措置に努めること。
- (3) 管理責任者を定め、ごみステーションの清潔保持に努めること。
- (4) 設置基準に適合しなくなったときは、申し出ること。

(設置基準の確保)

第8条 設置者は、ごみステーションに関し、設置基準に適合するよう努めるとともに、適合しなくなったときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に設置されているごみステーションについては、この告示の規定により設置されたものとみなす。

別記様式第1号（第5条関係）

ごみステーション（設置・移設・廃止）届出書

年　　月　　日

（宛先）栃木市長

設置者 住 所  
氏 名 (印)  
電話番号 ( )

ごみステーションを（設置・移設・廃止）したいので、栃木市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

所在地	栃木市	
工作物の有無	有 • 無	
利用世帯数	世帯	
管理責任者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	( )
ごみ排出開始予定日又はごみ排出廃止予定日	年　　月　　日 ( )	
添付書類	1 位置図 2 その他 ( )	

備考

- 隣接する土地及び家屋の所有者その他関係者の承諾は、設置者の責任において、必ず得てください。
- ごみ排出開始日又はごみ排出廃止日の3週間前までに届け出してください。
- 工作物がある場合は、設計図面等を添付してください。

-----  
上記届出内容について、ごみステーションの（設置・移設・廃止）は、適當と認めます。

地域クリーン推進員 住 所  
氏 名 (印)

別記様式第2号（第6条関係）

ごみ収集（開始・廃止）通知書

年　　月　　日

様

栃木市長

印

年　　月　　日付けで届け出のあったごみステーション（設置・移設・廃止）については、次のとおりごみ収集を（開始・廃止）します。

所在地	栃木市	
工作物の有無	有　　・　　無	
利用世帯数	世帯	
管理責任者	住　所	
	氏　名	
	電話番号	(　　)
収集開始日 又は 収集廃止日	年　　月　　日 (　　)	
遵守事項		
条件		